

取扱い1（農村集落基盤再編・整備事業）

第1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の実施の取扱いについては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（以下この別紙において「交付要綱」という。）別紙6運用1農村集落基盤再編・整備事業によるほか、この取扱いによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い1の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い1第1から第9までの規定並びに別記様式第1号から第17号まで及び様式1から2までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第1の2(1)ウの規定及び第3の1(3)の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第1の柱書き	実施要領別紙4-1運用1	交付要綱別紙6運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用1
第1の1(2)ア	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第1の2(1)ウ	関係都道府県	沖縄県
第1の5(1)	（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都道府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業	が特に必要と認める事業
第1の5(2)イ	実施要綱第2の1の(2)の①のアの(オ)に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用	交付要綱別紙8の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙5農業用水保全の森づくり事業に係る運用
第3の1(3)	都道府県営事業	県営事業
別記様式第4号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第5号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	実施要領別紙4-1運用1第7に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙6運用1第2において準用す

		る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用1第7に基づき
別記様式第6号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	農山漁村地域整備交付金実施要綱第7の2及び実施要領別紙4-1運用1第5の3〔第5の4〕に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の2及び同交付要綱別紙6運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用1第5の3〔第5の4〕に基づき
別記様式第7号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	農山漁村地域整備交付金実施要綱第7の2及び実施要領別紙4-1運用1第5の5に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の2及び同交付要綱別紙6運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用1第5の5に基づき
別記様式第12号	実施要領別紙4-2取扱い1第3の5の(5)に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙7取扱い1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い1第3の5の(5)に基づき
別記様式第14号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	実施要領別紙4-2取扱い1第4の5の規定により	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙7取扱い1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い1第4の5の規定により
別記様式第17号	農林水産省〇〇農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由	内閣府沖縄総合事務局長 経由
	実施要領別紙4-2取扱い1第4の8の規定により	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙7取扱い1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い1第4の8の規定により